

第 5929 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2018年)平成30年 4月 4日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ LEDをリースで取替えた場合

Q：LEDランプをリースで取替えようと思っています。取扱いはどうなりますか？

A：リース期間定額法で償却することになります。

【解説】

蛍光灯をLEDに取替える場合の費用は、節電効果や使用可能期間が向上していることから固定資産の価値を高め、又はその耐久性が増しているとして、資本的支出に該当するのではと考える向きもありますが、蛍光灯は照明設備がその効用を発揮するための1つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとまではいえないと考えられることから、修繕費としてその取替費用の全額をその支出事業年度の損金に算入することができます。

しかしながら、リース取引で蛍光灯をLEDに取替える場合は、所有権が移転していないことから、修繕費として処理することができず、一般的なリース資産と同様にリース期間定額法によって償却限度額を計算することになります。

また、リース期間が終了してLEDを購入するときは、その法人が同じ資産の区分である他の償却資産について採用している償却方法に応じて、償却限度額を計算することになります。

